

那覇市公報

号外第638号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇監査委員公表

○平成14年度定期監査（後期）の結果に対する措置について（公表）……………497

監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 2 号

平成15年9月10日

那覇市監査委員

瑞慶山 治

同

池原 應子

同

當真 嗣州

同

高良 幸勇

平成14年度定期監査（後期）の結果に対する措置について（公表）

平成14年度定期監査（後期）の結果を参考として、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成14年度定期監査（後期）の結果に対する措置について

水 道 局

議会事務局

那 覇 市 監 査 委 員

水 道 局

○ 総 務 課

水道局全課の共通是正及び留意事項

1 是正事項（車両管理について）

那覇市水道局車両管理規程第 4 条の車両原簿が一部の車両において、また第 9 条の月報（第 2 号様式）の中の車両修理月報がすべての車両において作成されてなく、更に第 7 条に総務課長は、車両の整備状況を明らかにするため車両整備記録簿を調製し、整備の状況を記録しておかなければならない規定があるが、ほとんどの車両において車両整備記録簿の作成がなされてなく、車両管理及び安全運転を図るための規定等が遵守されていない。

また、同規程第 8 条に運転者は、給油を要する場合は、総務課長に対し、給油伝票の請求をし、給油伝票により給油するものとする規定があるが、ほとんどの対象課が給油伝票を介して給油しておらず、事後に給油所からの車両番号の付いた領収書を車両運行月報に添付する手続になっている。

不十分な車両管理は事故の原因となり、職員及び市民に重大な影響を及ぼすことが懸念されるので、車両管理規程と実状を再点検して適切な管理運用に努められたい。

2 留意事項（備品の管理について）

備品の管理状況について、備品台帳、その他の書類と現品を突合したところ、備品台帳の整理がされていないもの、物品会計規則に基づく備品の分類がされていないもの、決裁を受けずに廃棄処分や管理換えを行っているもの等が一部にみられた。

備品について、出納の適正な処理、備品台帳の整備を行い、良好な管理に努めてもらいたい。

水道局全課の共通是正・留意事項に対する対応

1 車両管理について

一部の車両において「車両原簿」が作成されていないことについては、車両購入時等の事務処理を怠っていたものであり、事務局職員の事前監査終了後、全ての車両についてパソコンにより記入（作成）しております。

「車両修理月報」の作成及び「車両整備記録簿」の調製並びに「給油伝票」の発行については、車両管理規程と手続きの実状が一致していなかったため、那覇市車両管理規程を参考に局実状に合わせた車両管理規程の改正を行い、平成 15 年 4 月 1 日から施行しております。

今後は、改正後の車両管理規程を遵守し、車両管理及び安全運転の啓蒙に努めて参ります。

2 備品の管理について

備品管理について、これまで水道局は、独自の備品管理に関する規程がないことから、那覇市物品会計規則に準じた取り扱いを行うこととしてきましたが、物品購入手続きの違い、企業会計における備品と一般会計における備品の範囲の違いなどから、一部の手続きについて規則どおりの処理がされておりました。

このような状況から、那覇市物品会計規則、他事業体の管理規程等を参考に、局の事務処理に則した「那覇市水道局備品管理規程」を新規に制定し、平成 15 年 4 月 1 日から施行しており、今後、各課庶務担当係長及び庶務担当者を対象に、説明会を実施し、同規程に基づく適正な備品管理に努めることとしております。

○ 企 画 経 営 課

留意事項(予算の計画的計上について)

支出予算の第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用第 5 目総係費において、第 11 節備用品費は、予算現額 555 万 9,000 円、支出負担累計額 133 万 7,711 円(執行率 24.1%)、予算残額 422 万 1,289 円となっている。この執行率が低い理由としては、前年度の繰越在庫があったことや、概算による予算計上や計画の変更などによるものとなっているが、適切な予算計上のためには、実績や需要及び見積りの正確な調査に基づく予測などにより積算数値を十分に検討した上で予算計画を立てることが必要である。

従って、今後の予算計上においては必要な経費見積りについて計画的に慎重に検討するよう留意されたい。

留意事項に対する対応

監査委員から指摘があったとおり、第 1 款水道事業費用第 1 項営業費用第 5 目総係費第 11 節備用品費は、14 年度末現在、予算現額 556 万円、支出負担累計額 229 万 8,433 円(執行率 41.3%)、予算残額 326 万 1,567 円となっています。

これはプリンタのトナー等の電算消耗品が繰越在庫があったことや、また予算作成時に使用した定価見積りよりも、大幅に安く購入できたこと等による差額、ソフト購入費等の概算による予算計上や、ウィルス対策ソフトの見直し等計画の変更などによるものであります。

今後の予算計上においては、監査委員から指摘があったとおり、適正な予測や積算数値の十分な検討の上で、必要経費を慎重に見積もるよう留意すると共に、執行においても予算執行計画を慎重に検討し執行管理をしてまいります。

○ 料 金 課

検討事項(調定の決裁について)

那覇市水道事業会計規程第 26 条に「収入調定は、各主管課長が行うものとする」と規定されている。

水道料金については、検針員がハンディターミナル(検針用端末機)で検針しデータを送信することによって金額が確定し、自動的に財務会計に反映され調定金額として計上しているものの、電算化に伴い調定伺書にあたる振替伝票が省略されたため、長の意思決定となる決裁がなされていない。

また、財務会計システムの画面上では、決裁の欄があって送信と同時に「済」が自動的に出るようになっているが、これでもって長の決裁とはならない。調定の決裁がはっきりとした形で確認できるように帳票の見直しを行う等検討してもらいたい。

検討事項に対する対応

調定の決裁については、検討事項の指摘を受け平成 15 年 1 月から月末において、水道料金調定集計表に課長による決裁行為ができるよう措置しました。

○ 工 務 課

留意事項

(1) 予算の計画的計上について

歳出予算の第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費第 1 目配水設備費において、第 11 節備用品費は、予算現額 121 万円、支出負担累計額 39 万 2,858 円(執行率 32.5%)、予算残額 81 万 7,142 円となっている。この執行率が低い理由としては、前年度の繰越在庫があったことや、前年度並みや概算による予算計上などによるものとなっているが、適切な予算計上のためには、実績や需要及び見積りの正確な調査に基づく予測などにより積算数値を十分に検討した上で予算計画を立てることが必要である。

従って、今後の予算計上においては必要な経費見積りについて計画的に慎重に検討するよう留意されたい。

（2）予算の流用について

平成14年度歳出予算第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備費第21節請負工事費から1,354万1,000円を流用減して、同17節委託料へ1,186万8,000円の流用増を与えている。この請負工事費の流用減は、県の電線地中化工事に伴って施工する配水管布設替工事が県側の工事の遅れで年度内の執行が出来ない見通しになった理由によるものである。また委託料の流用増は、道路工事、次年度の国庫補助事業及び電線地中化工事へ対応するための設計委託業務が急きょ必要になったことによるもので、予算の流用は止むを得ないものと認められる。しかし、一般的には、多額の予算額を議決を経ずに安易に流用して予算の増減を図ったことは好ましくないので、今後の予算執行については留意されたい。

留意事項に対する対応

（1）予算の計画的計上について

予算計上において実績や需要及び見積りをふまえ十分に検討し、補正予算時にも十分検討したい。

（2）予算の流用について

公営企業会計では、「款項までが議会議決事項であり、目節については、企業の弾力的効率的運用を図るため管理者の決裁を得て、予算の流用をすることができる。」とされています。

しかしながら、安易な流用は好ましくないので、緊急的なもの以外について、補正予算で対応できるものについては、出来る限り補正予算で対応してまいります。

議 会 事 務 局

○ 議会事務局

要望事項（交際費の弔事について）

公費で対応する弔事は、那覇市議会議員並びにその他の者の弔事に関する取扱内規（平成7年12月5日適用）で対象者の範囲、香典料、供花、弔電等の取り決めがなされている。また、市長部局、教育委員会とも内規があるがそれぞれ取扱が異なっている。任命権者毎の職制による差異は当然ながら同格の職員で取扱が異なるのは好ましくない。

については、職員への香典等の支出は歩調をあわせた事務処理が望まれる。

要望事項に対する対応（交際費の弔事について）

職員への香典等の支出については、市長部局と歩調をあわせた事務処理を行う方向で検討しているところである。